

株 主 各 位

東京都台東区東上野一丁目7番15号  
株式会社エヌ・ピー・シー  
代表取締役社長 伊 藤 雅 文

## 第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙を、2018年11月28日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 2018年11月29日(木曜日)午前10時<br>(受付開始時刻 午前9時)   |
| 2. 場 所          | 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号<br>ホテルラングウッド 2階 飛翔の間<br>(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)  |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第26期(2017年9月1日から2018年8月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第26期(2017年9月1日から2018年8月31日まで)計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項         |  |
| 第1号議案           | 剰余金処分の件  |
| 第2号議案           | 定款一部変更の件   |
| 第3号議案           | 取締役4名選任の件  |
| 第4号議案           | 監査役2名選任の件  |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の提供書面記載のもののほか、「連結注記表」及び「個別注記表」も含まれております。

当社ウェブサイト [https://www.npcgroup.net/ir/shareholders\\_mtg.html](https://www.npcgroup.net/ir/shareholders_mtg.html)

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトにて修正後の事項を掲載させていただきます。

【ご案内】

株主総会終了後、株主の皆様の本社に対する理解をより深めていただくため、同会場において「会社説明会」を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

## (提供書面)

# 事業報告

(2017年9月1日から  
2018年8月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済は、雇用環境や所得環境の改善が続く中で、引き続き緩やかな景気の回復が見られました。世界経済においても、貿易摩擦等の景気の下押しリスクはあるものの、緩やかな回復基調は継続いたしました。

当社グループが属する太陽電池業界におきましては、太陽光発電システムコストの低下や環境意識の向上等により、これまでの米国・中国・インドのような主要市場のほか、南米・中東・アフリカ等の新興国でもプロジェクトの入札を経て順次パネルの設置が開始されております。また、太陽光発電の経済性の向上にも後押しされ、E S G投資を意識した民間企業の自家消費向けの需要も拡大しております。一方、国内では年間の太陽電池設置量は縮小傾向にありますが、引き続きメガソーラー(大規模太陽光発電所)の建設が各地で進んでおります。また、各種政策の影響もあり、太陽光発電システムのメンテナンスや適切な廃棄処理に対する意識は更に高まってきております。

このような状況下、当連結会計年度の売上高は6,444,100千円(前期比1,678,877千円の増加)となりました。利益面では、営業利益は506,460千円(前期比84,003千円の減少)、経常利益は458,264千円(前期比40,094千円の減少)となりました。なお、受託加工契約に関する係争において相手先から和解合意金の支払いを受け、受取補償金28,420千円を特別利益に計上したことで、親会社株主に帰属する当期純利益は410,612千円(前期比127,704千円の増加)となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

#### イ. 装置関連事業

装置関連事業においては、太陽電池製造装置において米国の主要顧客向け大型ラインや自動化・省力化装置が順調に計上されたほか、部品の販売も好調となり、売上高は6,165,919千円(前期比136.4%)となりました。一方、自動化装置の設計段階で開発要素を含む案件があったことや、棚卸資産の評価損の影響もありましたが一定の利益を確保し、営業利益は977,748千円(前期比86.9%)となりました。

#### ロ. 環境関連事業

環境関連事業においては、当社が提供するサービスに対して市場ニーズが高まってきたことで、大規模発電所の検査サービスや太陽光パネルリユースが好調だったため、売上高は278,181千円(前期比114.0%)となりました。また、適切な工数管理で作業を効率化させて原価を低減し、付加価値が高いサービスによる高利益率を確保したことで、営業利益は23,204千円(前期は56,392千円の営業損失)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は、23,866千円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

全社 ファイルサーバー等 7,720千円

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

全社 ファイルサーバー等 7,631千円

③ 資金調達の状況

イ. 機動的かつ効率的な資金調達を目的に、金融機関2行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額 2,000,000千円

借入実行残高 ー千円

差引額 2,000,000千円

ロ. 機動的かつ効率的な資金調達を目的に、金融機関1行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額 500,000千円

借入実行残高 ー千円

差引額 500,000千円

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 23 期 (2015年8月期)	第 24 期 (2016年8月期)	第 25 期 (2017年8月期)	第 26 期 (当連結会計年度) (2018年8月期)
売上高 (千円)	9,349,317	3,996,650	4,765,223	6,444,100
営業利益 (千円)	519,404	116,598	590,463	506,460
経常利益 (千円)	422,805	81,261	498,358	458,264
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失(△) (千円)	561,570	△122,809	282,908	410,612
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	25.47	△5.57	12.83	18.62
総資産 (千円)	10,084,323	10,611,292	7,937,933	8,059,073
純資産 (千円)	5,281,857	5,078,347	5,374,538	5,785,897
1株当たり純資産額 (円)	239.52	230.29	243.72	262.38

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 23 期 (2015年8月期)	第 24 期 (2016年8月期)	第 25 期 (2017年8月期)	第 26 期 (当事業年度) (2018年8月期)
売上高 (千円)	9,245,799	3,979,500	4,754,088	6,433,309
営業利益 (千円)	428,740	146,719	596,893	478,651
経常利益 (千円)	352,311	79,433	607,823	435,164
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	513,086	△131,701	396,284	392,850
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	23.27	△5.97	17.97	17.81
総資産 (千円)	9,772,901	10,410,854	7,833,313	7,916,640
純資産 (千円)	5,004,620	4,872,918	5,269,202	5,662,052
1株当たり純資産額 (円)	226.95	220.97	238.94	256.76

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
NPC America Corporation	7,979千円 (70千USD)	100%	太陽電池製造装置の販売支援・保守サービス

### (4) 対処すべき課題

当社グループは既存の事業を強化・拡大し、かつ、事業を多角化させていくことにより変化に強い企業を目指しております。そのような方針の下、それぞれの事業において以下の通り対処すべき課題を定めております。

#### ① 装置関連事業

装置関連事業で当社が取り扱う主な製品・サービスは、太陽電池製造装置及び自動化・省力化装置であります。太陽電池製造装置については、既存装置を安定的に供給すること、次世代パネル又は変換効率が高いパネル向けの新しい装置を開発することが求められております。また、技術者のレベルアップを図ることによってテクニカルサポートを充実させ、主要顧客との良好な関係を維持し、主力事業として引き続き当社の業績を牽引してまいります。

自動化・省力化装置については、引き続き旺盛な自動化ニーズに応えながら、自動車業界・ディスプレイ業界のみならず、当社が培った技術を活用してさまざまな業界において実績を積み、新たな事業の柱とするよう努めてまいります。

#### ② 環境関連事業

環境関連事業で当社が取り扱う主な製品・サービスは、太陽光パネルの検査サービス、太陽光パネルのリユース・リサイクルであります。太陽光パネル検査サービスについては、大規模発電所を中心に稼働前の検査と稼働後の定期検査の実績を積み上げ、かつ、さまざまな独自の新サービスを投入し、検査項目のラインアップの充実を図り、継続的かつ安定的な業績貢献を目指します。

太陽光パネルのリユース・リサイクルについては、環境省で法整備も含めた検討が進められ、排出パネルに対する意識が高まっております。そのような状況において、当社は、引き続き合弁会社であるPVテクノサイクル株式会社を通じてパネルのリユース・リサイクル事業を推進してまいります。また、当社の世界唯一の技術である「ホットナイフ分離法」を用いたリサイクル用パネル解体装置の自動ラインを市場投入し、将来のパネルの大量廃棄を見据えて全国展開を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容(2018年8月31日現在)

事業区分	区 分	事業内容
装置関連事業	太陽電池製造装置	太陽電池の製造工程は、太陽電池セルを製造する「セル工程」と、それらをモジュール化して太陽光パネルを製造する「モジュール工程」に大別されますが、当社グループは「モジュール工程」における各種製造装置及び一貫製造ラインを世界中の太陽電池メーカーに提供しております。 (主な製品) セルテスター、セル自動配線装置、レイアッパ装置、真空ラミネーター、モジュールテスター
	自動化・省力化装置	太陽電池製造装置で培った技術やノウハウを活かし、さまざまな業界に向けて自動化装置や省力化装置を提供しております。
環境関連事業	太陽光パネル検査サービス	これまで太陽電池市場で培ってきた知識や経験を活かし、高精度で効果的な太陽光発電所の検査サービスを実施しております。また、太陽光パネルの検査機器も提供しております。
	太陽光パネルのリユース・リサイクル	発電所等から排出された太陽光パネルをリユース品として検査・販売しております。リユースできないパネルは合弁会社であるPVテクノサイクル株式会社でリサイクル処理します。また、「ホットナイフ分離法」を用いた太陽光パネルの解体ラインの販売もしております。

(6) 主要な営業所及び工場(2018年8月31日現在)

① 当社

区 分	所 在 地
本 社	東京都台東区
工 場	松山工場：愛媛県松山市

② 子会社

会 社 名	所 在 地
NPC America Corporation	米国・ニュージャージー州

(7) 従業員の状況(2018年8月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
装置関連事業	111(15)名	10名増(15名増)
環境関連事業	13(0)名	7名減(増減なし)
全社(共通)	32(5)名	13名減(3名増)
合計	156(20)名	10名減(18名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、有期雇用・パート・派遣社員は、年間の平均人員を( )内に外数で記載しております。
2. 従業員数は、当連結会計年度において10名減少しておりますが、その主な理由は、自己都合退職によるものであります。有期雇用・パート・派遣社員は、当連結会計年度において18名増加しておりますが、その主な理由は、受注増加に対応するものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
154(20)名	9名減(18名増)	39.9歳	9.1年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、有期雇用・パート・派遣社員は、年間の平均人員を( )内に外数で記載しております。
2. 従業員数は、当事業年度において9名減少しておりますが、その主な理由は、自己都合退職によるものであります。有期雇用・パート・派遣社員は、当事業年度において18名増加しておりますが、その主な理由は、受注増加に対応するものであります。

(8) 主要な借入先の状況(2018年8月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況(2018年8月31日現在)

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 54,400,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 22,052,426株 |
| (3) 株主数        | 7,654名      |
| (4) 大株主(上位10名) |             |

株主名	持株数	持株比率
隣 良 郎	2,004,640株	9.09%
伊 藤 雅 文	1,905,720株	8.64%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	1,437,200株	6.52%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	1,414,000株	6.41%
MSIP CLIENT SECURITIES	558,873株	2.53%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD ACISG (FE-AC)	513,423株	2.33%
坂 本 暢 子	463,100株	2.10%
坂 本 宏 允	427,500株	1.94%
株 式 会 社 新 生 銀 行	344,000株	1.56%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	320,000株	1.45%

(注) 持株比率は自己株式(435株)を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況(2018年8月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊藤 雅文	
専務取締役	廣澤 一夫	
常務取締役	矢内 利幸	事業本部長
取締役	秋田 純一	管理本部長
取締役	寺田 健治	
常勤監査役	世羅 靖久	
監査役	柿本 輝明	弁護士 株式会社ホープ 社外取締役
監査役	新保 博之	公認会計士

- (注) 1. 取締役寺田健治氏は社外取締役であります。
2. 監査役柿本輝明氏、監査役新保博之氏は社外監査役であります。
3. 監査役新保博之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2017年11月29日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって、監査役山口明達氏は辞任により退任いたしました。
5. 当社は、取締役寺田健治氏、監査役柿本輝明氏、監査役新保博之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 2017年9月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。
- |       |       |            |
|-------|-------|------------|
| (氏名)  | (異動後) | (異動前)      |
| 矢内 利幸 | 事業本部長 | 太陽電池事業本部長  |
| 秋田 純一 | 管理本部長 | 管理本部長兼総務部長 |

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	5名	88,280千円(うち、社外取締役1名2,600千円)
監 査 役	4名	10,100千円(うち、社外監査役2名3,900千円)
合 計	9名	98,380千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年11月29日開催の第14期定時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年11月29日開催の第14期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
3. 当事業年度末現在の取締役は5名(うち社外取締役は1名)、監査役は3名(うち社外監査役は2名)であります。
4. 上記の監査役の員数及び報酬等の総額には、2017年11月29日開催の第25期定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役柿本輝明氏は、株式会社ホープの社外取締役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
- ・ 取締役 寺田健治氏  
当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、製造業における豊富な経験・知見から適宜発言を行なっております。
  - ・ 監査役 柿本輝明氏  
当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会13回の全てに出席し、経営の監視・監督を行ない、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行なっております。
  - ・ 監査役 新保博之氏  
当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会13回の全てに出席し、経営の監視・監督を行ない、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行なっております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

(2) 報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る報酬等の額	23,000千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算出基準等が適切であるかどうかについて必要な検証を行なった上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・当社は、当社及び子会社の企業活動の前提が法令、定款及び社会倫理の順守であることを、代表取締役社長が、役職者はじめ全使用人に継続的に伝達し徹底させる。
  - ・当社は、当社グループを横断的に統括する、代表取締役社長を総責任者とする「内部統制委員会」を設置し、コンプライアンス・リスク管理体制の構築及び維持・向上にあたる。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い保存する。取締役及び監査役は、必要に応じて、これらの文書を閲覧できるものとする。
- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社のリスク管理全体の統括は「内部統制委員会」がこれを行ない、当社グループの横断的なリスク管理体制を整備するものとする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
  - ・取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な事項に関する迅速な意思決定を行なうものとする。
  - ・取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めるものとする。
  - ・中期経営計画及び年度経営計画を策定し、業務執行の方針と計数目標を定め、各部門において目標達成のために活動し、定期的にレビューを行なう。

- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社の子会社に対する管理については、「関係会社管理規程」に従い、「関係会社管理規程」に規定された部署及び「内部統制委員会」が連携して、グループ管理の整備を行なうものとする。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役の意見を尊重した上で行なうものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- ・取締役及び使用人は当社及び子会社の業務又は業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反もしくは不正行為等の事実、又は当社及び子会社に損害を及ぼす事実を知ったときは、遅延なく報告するものとする。なお、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対し、報告を求めることができるものとする。
  - ・監査役は、取締役会の他、業務執行状況を把握するため、必要に応じて当社及び子会社の会議に出席し、取締役及びその使用人にその説明を求めることができるものとする。
  - ・監査役は、代表取締役社長との定期的な意見交換を行ない、意思の疎通を図ると同時に、会計監査人、内部監査部門との情報交換に努め、当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。
  - ・当社は、監査役から職務執行に必要な費用の前払、債務の処理等を請求された場合には、当該職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、速やかに処理するものとする。
- (8) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
使用人等からの監査役への通報については、通報者情報を保護するとともに、当該通報者に対する不利益な取り扱いを禁止する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ・当社は、法令順守・環境保護・企業倫理の徹底を目的として制定した「株式会社エヌ・ピー・シー企業行動規範」において、反社会的勢力との関係遮断についても明文化し、全役職員に周知徹底を図る。
- ・なんらかの疑義を察知した場合は個別に対応せず、速やかに管理本部長又は、代表取締役社長に報告することとしており、問題が検知された場合は顧問弁護士や警察に相談した上で組織的に対応する。
- ・取引先等については、取引開始前及び毎期継続的に信用調査機関や新聞記事検索等による調査、地域企業からの情報収集等による確認を行ない、各部署が相互にチェックする社内体制を構築する。
- ・業務手順書において想定されるリスクと回避策を規定し、日々の業務運営の中でリスク認識・検知・排除に努める。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 内部統制全般

代表取締役社長を総責任者とする内部統制委員会を、当事業年度は12回開催いたしました。当委員会には、取締役、常勤監査役、内部監査室、管理部門の部長が参加し、当社グループの内部統制システムの整備・運用状況をタイムリーに確認し、必要に応じて改善活動を実施しております。

また、代表取締役社長からの通達により、当社グループの使用人に対して内部統制全般の継続的な周知徹底を図り、高い意識を維持できるよう取り組んでおります。

② コンプライアンス関連

「株式会社エヌ・ピー・シー企業行動規範」を定め、ステークホルダーの立場の尊重について規定し、役員及び全使用人に継続的に伝達し浸透させております。また、役員及び全使用人が法令を順守することはもとより、社内規程を順守し、社会規範を尊重し企業理念に則った行動をとるため、一人ひとりが特に留意すべき事項をまとめた「企業倫理要領」を定めております。

③ 取締役の職務執行

当事業年度は16回の取締役会を開催し、重要事項に関する迅速な意思決定及び職務執行状況及び経営計画等の進捗状況等について報告を実施しております。また、組織規程に業務分掌や職務権限を定め、効率的な業務の遂行及び責任の明確化を図っております。

④ 監査役関連

全監査役による取締役会への出席に加え、常勤監査役による内部統制委員会及びその他の重要会議への出席を通じて、内部統制の整備・運用状況を確認しております。また、必要に応じて会計監査人又は内部監査室等と情報交換を実施することで、内部統制システム全般をモニタリングしております。

⑤ 反社会的勢力の排除

反社会的勢力が混入するリスク及びそれらのリスクの排除手順について、「反社会的勢力の排除に関する運用要領」を定めて運用しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策は、2016年11月29日に開催された当社定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了しており、2016年10月11日開催の取締役会において継続しないことが決議されております。

## 連結貸借対照表

(2018年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,908,030</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,183,313</b>
現金及び預金	900,042	支払手形及び買掛金	874,748
受取手形及び売掛金	1,820,665	リース債務	63,414
商品及び製品	15,318	未払法人税等	111,004
仕掛品	791,856	前受金	921,447
原材料及び貯蔵品	151,715	賞与引当金	49,258
繰延税金資産	56,279	その他	163,439
その他	205,445	<b>固定負債</b>	<b>89,862</b>
貸倒引当金	△33,292	リース債務	79,558
<b>固定資産</b>	<b>4,151,042</b>	退職給付に係る負債	10,303
<b>有形固定資産</b>	<b>4,065,919</b>	<b>負債合計</b>	<b>2,273,175</b>
建物及び構築物	2,416,373	<b>(純資産の部)</b>	
機械及び装置	59,645	<b>株主資本</b>	<b>5,756,307</b>
土地	1,548,050	資本金	2,812,461
その他	41,851	資本剰余金	2,734,875
<b>無形固定資産</b>	<b>19,997</b>	利益剰余金	209,402
その他	19,997	自己株式	△431
<b>投資その他の資産</b>	<b>65,125</b>	その他の包括利益累計額	29,589
繰延税金資産	16,902	為替換算調整勘定	29,589
その他	48,222	<b>純資産合計</b>	<b>5,785,897</b>
<b>資産合計</b>	<b>8,059,073</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>8,059,073</b>

## 連結損益計算書

(2017年9月1日から  
2018年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		6,444,100
売上原価		4,894,302
売上総利益		1,549,797
販売費及び一般管理費		1,043,336
営業利益		506,460
営業外収益		
受取利息	26	
業務受託料	1,560	
違約金収入	1,401	
スクラップ売却益	768	
その他	1,792	5,549
営業外費用		
支払利息	14,900	
為替差損	6,180	
支払手数料	31,276	
その他	1,389	53,745
経常利益		458,264
特別利益		
受取補償金	28,420	28,420
税金等調整前当期純利益		486,684
法人税、住民税及び事業税	91,998	
法人税等調整額	△15,926	76,071
当期純利益		410,612
親会社株主に帰属する当期純利益		410,612

## 連結株主資本等変動計算書

(2017年9月1日から  
2018年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2017年9月1日 期首残高	2,812,461	2,734,875	△201,210	△431	5,345,695
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	410,612	-	410,612
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	410,612	-	410,612
2018年8月31日 期末残高	2,812,461	2,734,875	209,402	△431	5,756,307

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
2017年9月1日 期首残高	28,842	28,842	5,374,538
連結会計年度中の変動額			
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	410,612
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	746	746	746
連結会計年度中の変動額合計	746	746	411,359
2018年8月31日 期末残高	29,589	29,589	5,785,897

# 貸借対照表

(2018年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,755,619</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,164,725</b>
現金及び預金	827,006	支払手形	548,564
受取手形	2,317	買掛金	325,649
売掛金	1,772,094	リース債務	63,414
商品及び製品	15,318	未払金	83,891
仕掛品	779,267	未払費用	64,319
原材料及び貯蔵品	145,080	未払法人税等	111,004
前払費用	40,564	前受金	899,075
繰延税金資産	51,804	預り金	19,545
未収消費税	70,208	賞与引当金	49,258
その他	81,834	<b>固定負債</b>	<b>89,862</b>
貸倒引当金	△29,877	リース債務	79,558
<b>固定資産</b>	<b>4,161,020</b>	退職給付引当金	10,303
<b>有形固定資産</b>	<b>4,065,919</b>	<b>負債合計</b>	<b>2,254,587</b>
建築物	2,415,550	<b>(純資産の部)</b>	
構築物	822	<b>株主資本</b>	<b>5,662,052</b>
機械及び装置	59,645	<b>資本金</b>	<b>2,812,461</b>
車輛運搬具	6,374	<b>資本剰余金</b>	<b>2,734,875</b>
工具、器具及び備品	35,476	資本準備金	2,734,875
土地	1,548,050	<b>利益剰余金</b>	<b>115,146</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>19,997</b>	その他利益剰余金	115,146
特許権	1,145	固定資産圧縮積立金	24,944
ソフトウェア	18,852	別途積立金	30,635
<b>投資その他の資産</b>	<b>75,102</b>	繰越利益剰余金	59,567
関係会社株式	17,479	<b>自己株式</b>	<b>△431</b>
出資金	10	<b>純資産合計</b>	<b>5,662,052</b>
繰延税金資産	18,788	<b>負債純資産合計</b>	<b>7,916,640</b>
保険積立金	22,211		
その他	16,613		
<b>資産合計</b>	<b>7,916,640</b>		

# 損 益 計 算 書

(2017年9月1日から  
2018年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	6,433,309
売 上 原 価	4,906,886
売 上 総 利 益	1,526,422
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,047,771
営 業 利 益	478,651
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	8
業 務 受 託 料	1,560
違 約 金 収 入	1,401
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	768
そ の 他	1,792
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	14,900
為 替 差 損	1,452
支 払 手 数 料	31,276
そ の 他	1,389
経 常 利 益	435,164
特 別 利 益	
受 取 補 償 金	28,420
税 引 前 当 期 純 利 益	463,584
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	83,649
法 人 税 等 調 整 額	△12,915
当 期 純 利 益	392,850

# 株主資本等変動計算書

(2017年9月1日から  
2018年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								自己株式	株主資本計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金計		
		資本準備金	資本剰余金計	その他利益剰余金						
				固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
2017年9月1日期首残高	2,812,461	2,734,875	2,734,875	25,781	30,635	△334,120	△277,703	△431	5,269,202	
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	△837	-	837	-	-	-	
当期純利益	-	-	-	-	-	392,850	392,850	-	392,850	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△837	-	393,687	392,850	-	392,850	
2018年8月31日期末残高	2,812,461	2,734,875	2,734,875	24,944	30,635	59,567	115,146	△431	5,662,052	

	純資産合計
2017年9月1日期首残高	5,269,202
事業年度中の変動額	
固定資産圧縮積立金の取崩	-
当期純利益	392,850
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-
事業年度中の変動額合計	392,850
2018年8月31日期末残高	5,662,052

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2018年10月26日

株式会社エヌ・ピー・シー

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山川 幸康 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 賢治 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エヌ・ピー・シーの2017年9月1日から2018年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エヌ・ピー・シー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2018年10月26日

株式会社エヌ・ピー・シー

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山川 幸康 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 賢治 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エヌ・ピー・シーの2017年9月1日から2018年8月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年9月1日から2018年8月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施致しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討致しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年10月30日

株式会社エヌ・ピー・シー 監査役会

常勤監査役 世羅 靖久 ㊟

監査役 柿本 輝明 ㊟

監査役 新保 博之 ㊟

(注) 監査役柿本輝明、監査役新保博之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、繰越利益剰余金をプラスにすることができたため、今後の安定的な利益配分を目指し、以下のとおり復配したいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式 1株につき金2円  
配当総額 44,103,982円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2018年11月30日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

新たな事業として太陽光パネルの産業廃棄物処理を考えており、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するとともに、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～9(条文省略) (新 設) 10～11(条文省略)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～9(現行どおり) <u>10 産業廃棄物の収集、運搬、保管、処理、処分および再生</u> 11～12(現行どおり)

### 第3号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員(5名)は任期満了となりますので、退任する1名を除く取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
1	伊藤 雅文 (1962年10月13日生)	1986年4月	伊藤萬(株)入社	1,905,720株
		1992年7月	日本ポリセロ工業(株)入社	
1992年12月	当社入社			
1993年9月	当社取締役			
1996年8月	NPC America Corporation取締役 (現任)			
1996年9月	当社太陽電池関連本部技術部長			
2000年1月	(株)メクト代表取締役			
2002年4月	同社取締役			
2002年6月	日本真空システム(株)取締役			
2005年9月	当社太陽電池関連本部副本部長			
2008年7月	当社太陽電池関連本部長			
2011年11月	当社代表取締役社長(現任)			
選任理由 伊藤雅文氏は太陽電池業界での豊富な経験を背景に、2011年11月から当社代表取締役社長として、変革する業界に臨機応変に対応するための新事業に着手し、着実な成果を上げております。かかる実績をふまえ、引き続き取締役として適任と判断いたしました。				
2	廣澤 一夫 (1962年1月24日生)	1985年4月	(株)イトマンエンジニアリング入社	194,040株
		1992年9月	日本ポリセロ工業(株)入社	
1992年12月	当社入社			
1995年9月	当社包装関連本部技術部長			
2006年4月	当社包装関連本部長			
2007年9月	当社管理本部長			
2007年11月	当社取締役			
2008年4月	当社経理部長			
2009年7月	当社松山管理部長			
2010年9月	NPC China Co., Ltd.監査役			
2012年8月	当社経理部長			
2013年4月	当社総務部長			
2013年11月	当社情報開示担当(現任)			
2014年10月	当社営業管理部長			
2016年6月	当社総務部長			
2016年9月	当社専務取締役(現任)			
選任理由 廣澤一夫氏は包装業界並びに太陽電池業界でさまざまな経験を有しております。また2007年11月からは当社取締役として、主に管理部門の効率化を推進してきました。また、2016年9月からは専務取締役として全社を統括し、社長を補佐しております。かかる実績をふまえ、引き続き取締役として適任と判断いたしました。				

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
3	や うち とし ゆき <b>矢 内 利 幸</b> (1972年2月12日生)	1990年4月 1992年8月 1997年11月 2000年1月 2005年9月 2006年6月 2008年7月 2010年11月 2011年12月 2016年9月 2017年9月	マツダ(株)入社 (有)アサヒ技研入社 (株)テックス入社 (株)メクト入社 当社入社 太陽電池関連本部製造部長 当社太陽電池関連本部開発部長 当社太陽電池関連本部副本部長 当社取締役 当社太陽電池事業本部副本部長 当社常務取締役(現任) 当社太陽電池事業本部長 当社事業管理室長 当社装置関連事業部長 当社環境関連事業部長 当社事業本部長(現任)	59,620株
<b>選任理由</b> 矢内利幸氏は2010年11月から当社取締役として、当社製品・サービスの開発から製造まで松山工場全体を統括し、体系的に組織を作り上げてきました。また、2016年9月からは常務取締役として当社グループの事業全体を統括しております。かかる実績をふまえ、引き続き取締役として適任と判断いたしました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
4	寺田健治 (1952年10月9日生)	1975年4月	日本アイ・ピー・エム(株)入社	
		2002年10月	同社大和事業所 製造コンピテンシー プログラム担当部長	
		2005年1月	メトラー・トレード(株)入社 技術サービス事業部部長	
		2005年10月	(株)小松ライト製作所入社 滋賀第2工場長	
		2007年1月	IDEC(株)入社、執行役員生産本部長	
		2010年4月	同社 マーケティング本部 特命担当部長	
		2012年4月	同社 マーケティング本部 ブラジル市場開拓担当部長	
		2012年10月	同社定年退職	
		2014年11月	当社社外取締役(現任)	
	<p>選任理由</p> <p>寺田健治氏は2014年11月から社外取締役として、外資系大手メーカーや有力電気機器メーカーで培った豊富な知識・経験を活かしながら、独立した立場から当社経営を監督してきました。かかる実績をふまえ、引き続き社外取締役として適任と判断いたしました。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 寺田健治氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の選任理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
3. 当社は寺田健治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 寺田健治氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって4年となります。
5. 責任限定契約の概要について
- 当社は寺田健治氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結しており、本総会において同氏が再任された場合には、本契約は継続となります。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって社外監査役柿本輝明氏及び社外監査役新保博之氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

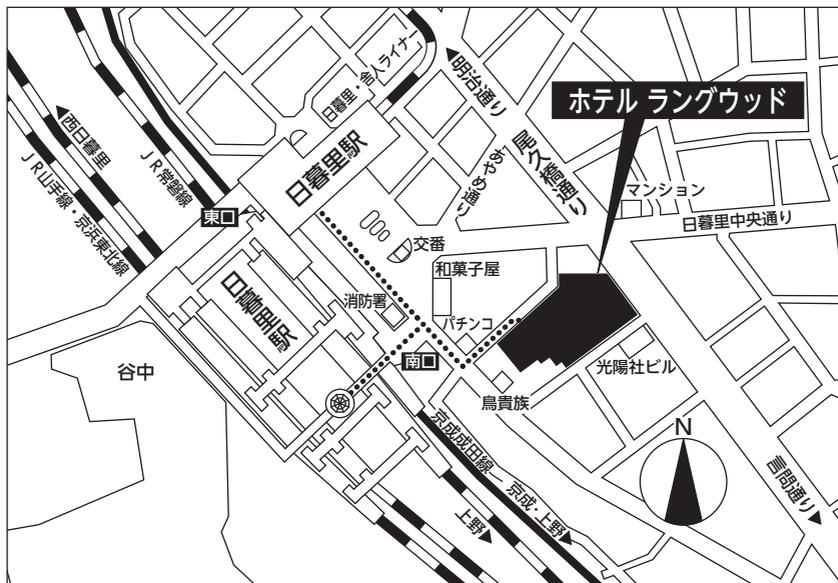
監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
1	柿本輝明 (1962年12月21日生)	1985年4月	三井物産(株)入社	-
	1995年4月	弁護士登録	柿本法律事務所開設(現任) (株)ホープ取締役(現任) 当社社外監査役(現任)	
1998年1月				
2001年9月				
2006年11月				
	選任理由 柿本輝明氏は2006年11月から社外監査役として、弁護士としての専門知識をもって当社経営の監視・監督をしてきました。かかる実績をふまえ、引き続き社外監査役として適任と判断いたしました。			
2	新保博之 (1959年4月29日生)	1986年9月	新光監査法人入所	-
	1992年4月	公認会計士登録	公認会計士新保博之事務所開設(現任) 千代田国際公認会計士共同事務所 設立に参加 パートナー 税理士登録 当社社外監査役(現任)	
1995年7月				
2001年12月				
2005年2月				
	2014年11月			
	選任理由 新保博之氏は2014年11月から社外監査役として、公認会計士及び税理士としての専門知識・実務経験をもって当社経営の監視・監督をしてきました。かかる実績をふまえ、引き続き社外監査役として適任と判断いたしました。			

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 柿本輝明氏及び新保博之氏は、社外監査役候補者であります。両氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の選任理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
3. 柿本輝明氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって12年となります。
4. 新保博之氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は柿本輝明氏及び新保博之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 責任限定契約の概要について  
当社は柿本輝明氏及び新保博之氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結しており、本総会において両氏が再任された場合には、当該契約は継続となります。

以上

## 株主総会会場ご案内図



ホテルラングウッド 2階 飛翔の間

〒116-0014 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号

電話 03-3803-1234(代)

交通： JR日暮里駅、京成日暮里駅とも徒歩1分

日暮里・舎人ライナー日暮里駅徒歩3分

※当日ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

### <会社説明会開催のご案内>

株主の皆様にご参集いただける折角の機会でございますので、本総会終了後、同会場において「会社説明会」を開催いたします。つきましては、ご多忙とは存じますが、ぜひご参加賜りますようお願いいたします。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。